資 料 1-2

三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の削減状況について

平成23年8月4日 三重県環境森林部

1. 三重県内対策地域の大気汚染の状況

(1) 監視の状況

県内の測定局は、すべて県の環境総合監視システムでネットワーク化されており、観測データをリアルタイムに入手し、大気の状況を常時監視しています。

表 1 県内及び対策地域内測定局数

	三重県内全域	対策地域内
一般環境測定 局数	21 (うち県管理 13)	10 (うち県管理 3)
自動車排出ガ ス測定局数	7 (うち県管理 4)	5 (うち県管理 2)
合計	28 (うち県管理 17)	15 (うち県管理 5)

(2) 平成22年度対策地域内の常時監視結果

各測定局での二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は表 2 のとおり。

アニ酸化窒素の環境基準の達成状況

- ・対策地域外では、一般環境測定局、自動車排出ガス測定局ともすべて 達成
- ・対策地域内では、一般環境測定局はすべて達成。自動車排出ガス測定局については、国道 23 号「納屋局」がほとんどの年度で未達成
- ・平成 14 年度以降の三重県内対策地域での環境基準の達成状況は、図-1(1)のとおり。

イ 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況

- ・年度により大きく変動しているが、最近2年間は、一般環境測定局、
- 自動車排ガス測定局とも全ての測定局で環境基準を達成
- ・平成 14 年度以降の三重県内対策地域での環境基準の達成状況は、図-2(2)のとおり。

【自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関す特別措置法の目標(施行令第2条及び第3条)】

- ・二酸化窒素に係る大気環境基準がおおむね確保される
- ・浮遊粒子状物質に係る大気環境基準がおおむね確保される

○二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準

二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから 0.06ppmまでのゾ
(NO ₂)	ーン内又はそれ以下であること
	(評価方法:1日平均値の年間 98%値)
浮遊粒子状	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ1
物質 (SPM)	時間値が 0.20 mg/m³以下であること
	(評価方法〔長期的評価〕:1日平均値の2%除外値(環
	境基準を超える日2日以上連続した場合は除外しない。)

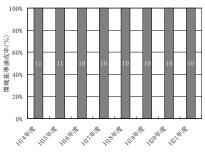
- 1 -

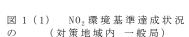
表 2 平成 22 年度常時監視結果 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)

(注) ゴジック体は対策地域内の測定局

		• II	二酸化窒素 NO2		浮遊粒子状物質 SPM		
区分	市町	測定局	日平均値の 年間 98%値	環境基準	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた以 が2日が 連続の有無	環境基準
			(ppm)	ľ	(mg/m^3)	(O·)	Ľ
	川越町	川越南小学校	0.033	0	0.056	0	0
		機津	0.032	0	0.061	0	0
		四日市商業	0.033	0	0.051	0	0
		四日市南	0.027	0	0.054	0	0
	四日市市	三浜小学校	0.037	0	0.051	0	0
		北星高校	0.033	0	0.065	0	0
		楠	0.036	0	0.041	0	0
		西朝明中学校	0.018	0	0.052	0	0
	桑名市	桑名上野	0.030	0	0.064	0	0
ー・ 向几	いなべ市	大	0.016	0	0.060	0	0
般環	鈴鹿市	鈴鹿算所保育所	0.035	0	0.054	0	0
境	市	な保	0.025	0	0.059	0	0
境測	市	が	0.022	0	0.057	0	0
定	114	成	0.021	0	0.058	0	0
局	市	第	0.017	0	0.055	0	0
	市		0.018	0	0.052	0	0
	市		0.020	0	0.056	0	0
	市		0.024	0	0.054	0	0
	市		0.013	0	0.052	0	0
	市	県	0.013	0	0.043	0	0
	市		0.006	0	0.043	0	0
		対策地域内平均	0.031		0.055		
	平均值	対策地域外平均	0.018		0.054		
		一般環境局平均	0.024		0.054		
		北消防署	0.038	0	0.060	0	0
	四日市市	納屋	0.064		0.052	0	0
自動		東名阪	0.039	0	0.059	0	0
動測車	桑名市	国道 258 号桑名	0.038	0	0.059	0	0
定排	鈴鹿市	国道 23 号鈴鹿	0.041	0	0.060	0	0
局出ガ	市	国道 25 号	0.030	0	0.060	0	0
ス	市	国道 23 号	0.028	0	0.054	0	0
		対策地域内平均	0.044	$\overline{/}$	0.058		$\overline{/}$
	平均値	対策地域外平均	0.029		0.057		\overline{Z}
		一般環境局平均	0.040		0.058		

図-1(1)対策地域内測定局の二酸化窒素環境基準達成状況の





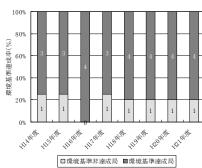
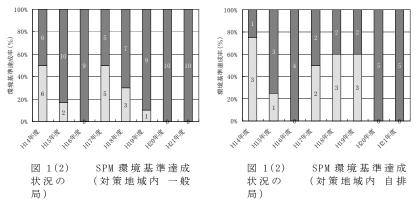


図 1(1) NO $_2$ 環境基準達成状況の (対策地域内 自排局)

図-1(2)対策地域内測定局の浮遊粒子状物質環境基準達成状況の



- () 国道 23 号 「納屋局」の状況について
- ア 全国の環境基準 達成局について
- ・NO ・PM 対策地域を つ、8 県での環境基準 達成局数は図-2(1)(2)のとおり。
- ・二酸化窒素は、自動車排ガス測定局で 県の 全局達成。
- ・浮遊粒子状物質は、全 県で全局達成。

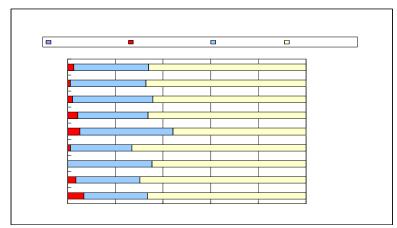


図 - 2(1) 8 県対策地域内での二酸化窒素環境基準 達成状況(21)

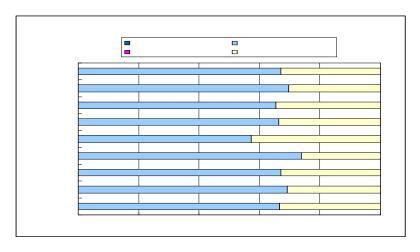


図 - 2(2) 8 県対策地域内での浮遊粒子状物質環境基準 達成状況(21)

イ 国道 23 号 「納屋局」について

・平成 21 年度の国道 23 号 「納屋局」の二酸化窒素の環境基準達成状 況は、全国ワースト 2 (平成 20 年度はワースト 4)。

全国的に ても二酸化窒素 度が下が ていない自動車排ガス測定局

・浮遊粒子状物質については、平成19年度はワースト10。

平成 20 年度以降、環境基準を達成

表-3 国道 23 号 「納屋局」の大気環境測定結果

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
二酸化窒素98		0.074	0.070	0.069	0.069	0.071	0.064
% 値	ppm						
浮遊粒子状物	/ 3	0.149	0.109	0.101	0.050	0.052	0.052
質2%除外値	mg/m ³				0	0	0

上表の は、環境基準が 達成であることを す。

2. 国道 23 号の交通量について

・納屋局 近の国道 23 号 の 量は、平日量 60 000 度で
・NO・PMの となる大 車 の が平成 9 年度以降、40%を超 (表

-4) (図-3)

表-4 量の変 (国道 23 号 「納屋局」) (/日)

<u> </u>		~ 10 7	/114 / /	19 1 /	, ,,,	
年度	車	物車	ス	物車	計	大 車入
平成6年度	23 102	14 822	260	22 466	60 650	37.5%
平成9年度	24 248	9 532	135	28 131	62 046	45.6%
平成 11 年度	29 357	5 271	165	28 597	63 390	45.4%
平成 17 年度	26 799	7 070	152	28 999	63 020	46.3%
平成 22 年度	27 694	7 661	108	24 654	60 116	41.2%

大 車: ス、 物車及び特 車

図-3 量と大 車 入 の変 (国道 23号 「納屋局」)

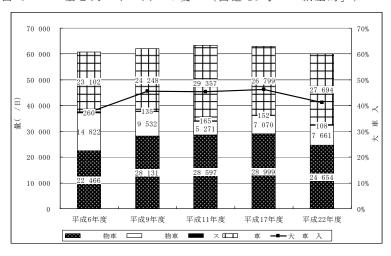
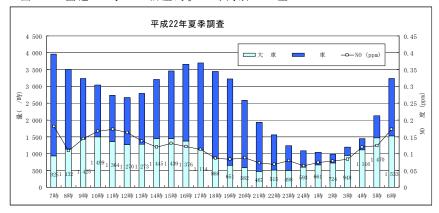


表 - 5 国道 23 号 量 (22 結果)

10	国 炬 20 7	± (2		/ /			
		車	物車	ス	物車	計	大 車 入
	市	17 946	4 990	111	19 358	42 405	45.9%
国道	町	20 668	7 181	110	22 063	50 022	44.3%
23 号	日市市 町	23 843	7 445	106	23 249	54 643	42.7%
	市一	26 714	6 435	92	8 887	42 128	21.3%
国道 258 号	市場	15 701	3 987	46	8 310	28 044	29.8%
県道 64号	日市市	12 307	3 617	116	4 774	20 814	23.5%
国道 25号	日市市	10 732	3 605	69	12 391	26 797	46.5%

- ・国道 23 号の な地 (対策地域内)の 量では、 日市の大 車の が 4 以上と い。
- ・納屋局では、5 時から 6 時、9 時から 16 時の時間 の大 車 量が、 も とも くな ており (図-4)、窒素酸化物の時間的な 度変化に も の が られることから、窒素酸化物 度には大 車 の が 的大きいと えられる。

図-4 国道 23号 「納屋局」の時間別 量



3. 対策地域における窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の年間排出量

- ・自動車排出総量については、平成 17 年度は 間目標に対し窒素酸化物は 26.9%の超 、浮遊粒子状物質は 43.6%の超
- ・平成21年度の結果から 計した平成22年度 計値は、平成22年度の 最 目標に対し、窒素酸化物は46.2%の超 、浮遊粒子状物質は105.3 %の超 (表-6(1)(2))

表-6(1) 窒素酸化物の

	総量の区分	目標(/年)	(/年)	超 %
平成9年度(対策地域内の う 総量〔1号総量〕	18 325	18 325	_
状)	のうちの自動車排出総 量〔2号総量〕	5 199	5 199	
平成17 年度(平成17年度までに達成す べき総量	15 214	17 684	16.2
間目標)	のうちの自動車排出総量	2 384	3 025	26.9
平成22 年度(目 標年度)	対策地域内で大気環境基 準達成 な 動等に う 総量[3号総量]	14 342		60.0
	のうちの自動車排出総 量〔4号総量〕	1 741	(22 計) 2 545	46.2

表 - 6(2) 浮游粒子状物質の

	総量の区分	目標(/年)	(/年)	超 %
平成 9 年度(対策地域内の う 総量〔1 号総量〕	10 013	10 013	_
状)	のうちの自動車排出総 量〔2号総量〕	770	770	-
平成 17 年度(平成17年度までに達成す べき総量	9 193	9 422	2.5
間目標)	のうちの自動車排出総量	202	290	43.6
平成 22 年度(目 標年度)	対策地域内で大気環境基 準達成 な 動等に う 総量[3号総量]	9 068		_
	のうちの自動車排出総 量〔4号総量〕	104	(22 計) 214	105.3

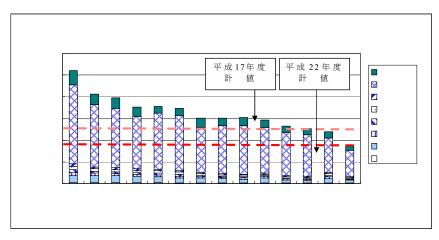


図-5(1) 窒素酸化物年間排出量の

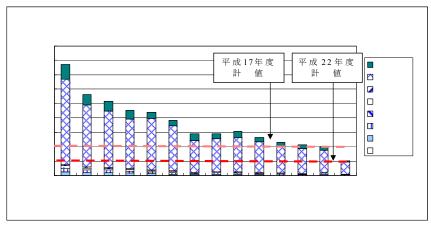


図-5(2) 浮遊粒子状物質年間排出量の

4. 低公害車等の導入状況

(1) 三重県内における 車の 入状況

ア総量削減計 における目標

県内の 車の 数を 2010 年までに 60 度とする。

イ 入状況

・県内の三重県の 車 入状況は図-6のとおりで目標値の 8 以 上を達成

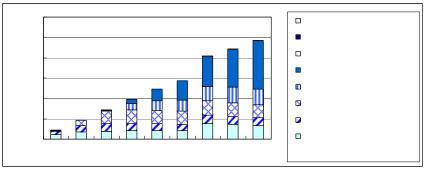


図-6(1) 三重県の 車等 入状況

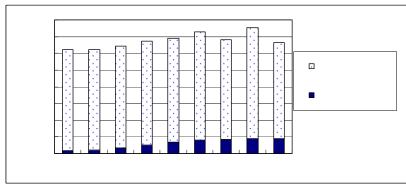


図-6(2) 三重県の 車 入状況

表 7: 区分(国 定 排出ガス車)

	(排出ガス車)	12年基準排出ガス25% 減 ル	V
	(排出ガス車)	12年基準排出ガス50% 減 ル	V
	超12(12年基準超 排出ガス車)	12年基準排出ガス75% 減 パ	ν
	超17(17年基準超 排出ガス車)	17年基準排出ガス50% 減 パ	V
	(排出ガス車)	17年基準排出ガス75% 減 ハ	V
NO PM(NO	PM排出ガス車)	車の 期 のPM75% びPM85% 減 ル及び 長期 のNO PM、NO 、PMの10% 減	及

- (2)対策地域内における基準 合車の 入状況
- ・車 により、対策地域では 合車 の が んでいる。
- ・平成22年3 時 で 合車の 合は86 7%まで 上。
- ・対策地域内の 対 となる自動車の 数、基準 合車 合の年度 変化は図-7のとおり。

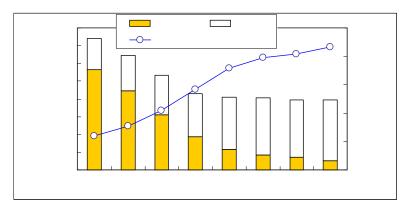


図-7 対策地域内の 対 自動車 数、基準 合車 合の年度変化